



週報

第三十四號

昭和二十二年六月九日

對外電氣通信政策に
就て
(逓信省)

少額勤勞所得者の家計
(内閣統計局)

西班牙休戰問題と
ドイツチェランダ號事件
(外務省情報部)

——(國際時事解説)——

官報週報

昭和二十二年六月二日印刷發行

（毎週一紙水曜日出刊）第三十三號

(本書の大きさは標準規格A列)

五錢

所 送 申	價 定	官報附録週報別刷
一ヶ年(前金)	五錢	昭和二十二年六月二日印刷發行
一ヶ年分在途配郵指定の方は一 部送料の割合を以て前金を返(御 返込み下さい)	五錢	編輯者 情報委員會
内閣印刷局發賣掛	五錢	東京市麹町區金田町
電話九ノ内掛三五二一九	五錢	内閣府大臣官舎内
電話二五九〇〇	五錢	印刷局
全國各地官報發賣所	五錢	東京市麹町區大手町
東京書籍株式會社	五錢	
支店 東京市麹町區三ノ木二二三	五錢	
電話東京三九〇〇	五錢	
東京市神田區・神保町	五錢	

週報

第三十四號

昭和二十六年六月九日

- 對外電氣通信政策に就て (逓信省)
- 少額勤勞所得者の家計 (内閣統計局)
- 西班牙休戰問題とドイツチェランド號事件 (外務省情報部)

週報 昭和二十六年十月一日第三種郵便物認可
 昭和二十六年六月九日 第三十三號
 (毎週一回水曜日發行)

五錢 (本書の大きさは國定規格A5判)

官報附録週報別刷

昭和二十六年六月二日印刷發行
 編輯者 情報委員會
 東京市麹町區永田町
 印刷者 内閣總理大臣官舎内
 印刷局
 東京市麹町區大手町

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(三)五二一九 報發東京一九〇〇番	一ヶ月(前金) 一圓四十錢 <small>(外購に依る地) 一圓四十錢 (外購に依る地) 一圓四十錢</small>
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町一之三 報發東京一九〇〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ月分未前配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。

露光量違いにより重複撮影

滿鐵
總裁
松岡洋右著

滿鐵を語る

日本の
進む道は
唯一の道
拓け!!
滿蒙の
新天地

滿蒙——滿洲國——滿鐵。之は日本が三度國運を賭して戦ひ、且つ遺した事業である。吾等の父祖無双の將兵は此の地に戦ひ倒れたのだ。日本の行くべき途は唯この道だ。皇道主義の尊厳を全し、拓け!! 吾等若し滿蒙を究めず、鐵道を知らざれば、之は祖國に叛き、盡くこの觀點に立つ國策的出版である。日本人なら必讀必携せよ。

四六版上製
本文三〇八頁
グラビヤ版一六頁
地圖添付
定價 八十錢
送料十錢

第一出版

東京市黒目區下黒目二ノ三七三・春振東二一七三

目次大略
争い：滿洲の歴史
國策：滿洲の地位
鐵道：滿鉄の成立
移民：移民の意義
工業：工業の発展
農業：農業の改良
交通：交通の整備
教育：教育の普及
衛生：衛生の向上
警察：警察の強化
外交：外交の展開
軍事：軍事の準備
その他：その他に関する事項

對外電氣通信政策に就て……… 遞 信 省
少額引当の財源者の家計……… 内閣統計局
滿鉄の事業の進歩……… 外務省情報部
滿鉄の事業の進歩……… 内閣官房調査課

露光量違いにより重複撮影

満鐵松岡洋右著

満鐵を語る

日本の進む道は
唯一の道は
拓蒙の道は
新天地

満鐵が三度運を賭して戦ひ、且つ遺
した事業である。吾等の父祖忠勇
無双の十萬の將兵は此の地に戦ひ
れたのだ。此の尊き英靈の指示は
唯一の道だ。皇道日本精神の大
拓蒙の道は、吾等若し滿鐵を究め
た!! 吾等若し滿鐵を究め、滿
鐵を知らざれば、吾等は祖國に
盡忠護國の英靈を辱むるものだ。
此書はこの觀點に立つ國策的出版
である。日本人なら必讀必携せよ。

四六版上製
本文三〇八頁
グラビヤ版一六頁
地圖添付
定價 八十錢
送料十錢

目次大略
◇はしがき
◇滿鐵の歴史
◇滿鐵の事業
◇滿鐵の地位
◇滿鐵の将来
◇滿鐵の對外關係
◇滿鐵の對內關係
◇滿鐵の對蒙關係
◇滿鐵の對日關係
◇滿鐵の對華關係
◇滿鐵の對俄關係
◇滿鐵の對英關係
◇滿鐵の對美關係
◇滿鐵の對法關係
◇滿鐵の對德關係
◇滿鐵の對意關係
◇滿鐵の對蘇關係
◇滿鐵の對印關係
◇滿鐵の對澳關係
◇滿鐵の對紐關係
◇滿鐵の對南關係
◇滿鐵の對東關係
◇滿鐵の對西關係
◇滿鐵の對北關係
◇滿鐵の對南關係
◇滿鐵の對東關係
◇滿鐵の對西關係
◇滿鐵の對北關係

第一出版

三三七一二東京替振・二七三ノ二黒目下區黒目市京東

對外電氣通信政策に就て……………遞信省…(二)

少額勤勞所得者の家計……………内閣統計局…(二三)

—(國際時事解説)—

西班牙休戰問題と

ドイツチェランド號事件……………外務省情報部…(一九)

最近公布の法令……………内閣官房總務課…(二七)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報最近發行掲載内容△

- 第二十八號
 - ▽地方工業化に就て
 - ▽揮發油及アルコール混用法に就て
 - ▽前回總選舉に於ける府縣別投票率
 - ▽國際労働會議に就て
 - 第二十九號
 - ▽現下の財政經濟政策に就て
 - ▽獨伊を中心とする歐洲の動き
 - 第三十號
 - ▽漁船保險法に就て
 - ▽帝國在郷軍人會の概要
 - ▽幣制改革第一年に於ける支那の金融財政状態
 - 第三十一號
 - ▽企業廳の新設
- 第三十二號
 - ▽現下鐵鋼應急對策と鐵鋼調査に就て
 - ▽米國の互惠通商政策
 - 第三十三號
 - ▽國家總動員準備の概要
 - ▽帝國海軍を語る
 - ▽國際砂糖會議に就て
 - 第三十三號
 - ▽徵兵検査より見たる壯丁體格の現状
 - ▽航空振興と愛國切手
 - ▽統計より觀たる我國初等教育の普及
 - ▽暹羅國の現状

對外電氣通信政策に就て

遞 信 省

一 對外電氣通信の重要性

去る第七十回帝國議會で日本無線電信株式會社法中改正法律案が通過して、四月二日公布された。これは我が對外電氣通信政策上劃期的な意義をもつものである。

昨夏柏林に於けるオリンピック大會は普く世人の視聽を惹めた世界的行事であつたが、我々は今當時の興奮と感激の嵐の陰に柏林の情景を日本に傳へ、日本の聲援を柏林に送つた我國の對外電氣通信機關の活躍に想到する。即ち當時の新聞紙を賑はしたオリンピックに關する迅速にして詳細な報道や、新鮮な競技の寫眞は、日獨間の無線電信、無線電話又は無線寫眞電送に依つて傳へられたものであり、柏林競技場の情景をその儘我等の耳に傳へたるラジオの實況放送は日獨間の無線網を通じて中継されたものであつた。

國際關係の緊密なる今日に於ては電氣通信——電信、電話、ラジオ、寫眞電送——は國際間の高速度通信機關として恰も世界の神經組織としての役割を演じ、軍事、外交、通商、社交その他百般の分

野に互つて普く利用せられ、人類の國際生活を活潑、豊富且多彩ならしめてゐる。

就中外交、通商及情報の三方面に於ける電氣通信の效用は特筆に値するものがある。即ち現代に於ける國際外交には國際電氣通信網は不可欠のものであつて、今日、本國政府と出先官憲との間の重要通信は殆ど總て國際電信又は電話に依つて發受せられてゐる。

通商に就て見ても、輾近に於ける國際通商の活況は電氣通信の發達に依るところが多い。重要國際市場に於ける爲替、商品、株式等の相場を初め、産業、貿易及金融に關する基礎的事項は毎日電報に依り即報せられ、新聞紙上に報道せられて、各所に需要供給の波紋を生じ、大きな世界經濟を形成してゐる。今日國際通商は國際電氣通信の最大の利用者であつて、貿易關係の通信は全外國電報の八割、全國際通話の七割五分を占め、之等商用外國電報の爲支拂はれる金額は我國貿易總額の約百分の一に達してゐる。

又今日我々は毎日の新聞、ラヂオのニュースを通じて、海陸萬里を隔てた外國の生々しき情報に、早きは數時間を出でずして接し得るのであるが、國際間の情報網の斯の如き敏速なる活動は、一に懸つて對外電氣通信網の機能に依存するものであつて、國際間のかゝる情報は或は輿論を構成し、或は世界經濟を動かす、又は國際政治を指導することとなる。而して近時に於ける國際生活の緊密化は、情報施設としての對外電氣通信機關の重要性を加へつゝあるのであつて、各國は一方に於てその對外

電氣通信網を通じて、迅速に、海外の眞正なる情報の蒐集を圖ると共に、他面に於ては自國の對外電氣通信網を以て、自國の誤らざるニュースの弘布に努めてゐる。我國に於ても毎日十六回約四千七百語の新聞電報を無線電信に依り世界に放送する外、毎日四時間放送局より海外放送としてニュース、音樂等を世界に送り、國際間の理解と親善に資してゐる。

その他國內の政治、産業、文化等の分野に於ても國際的影響を免れない今日に於ては、その發達の爲にも亦整備せる對外電氣通信網の存在を必要とし、特に國際交通の繁さを加へつゝある現代に於ては人事社交上にも高速度通信機關の必要なるは言ふ迄もない。若し夫れ一朝有事の場合作戦、情報、連絡等に於て對外電氣通信網が如何に重要であるかは今更贅説を要しない。

斯くして今日國際電氣通信は國際關係の支柱を爲すに至つたが、殊に我國の如く極東に所在し、世界の何れの大陸に至るにも海洋の克服を必要とする國に於ては、對外電氣通信の占むる地位はとりわけ重要であつて、之に關する政策は現下の國策として緊要なるものたるを失はなす。

一 國際電氣通信の發達と海底電信

今日國際電氣通信は機能の上から電信、電話、寫眞電信、放送無線電話即ち所謂ラヂオ等に分たれ、通信設備の上から無線と有線(海底線)に分たれる。沿革的には海底電信が最も古く、無線電信之

に次ぎ、大陸を結ぶ無線電話、寫真電信、ラジオ等は何れも近代無線科學の所産であつて、その出現は僅かに茲十年來のことである。

海底電信は西曆一八五〇年即ち今より八十七年前英國がドーヴァー海峡を横ぎつて歐洲大陸との間に敷設したのを以てその濫觴とする。爾來陸續として大西洋、印度洋、太平洋等を横斷する海底電信線の敷設を見るに至つたのであるが、この海底電信の發達は、十九世紀に於ける各國の植民地の獲得、東方侵略、海上の爭覇等の帝國主義的な海外發展政策と不可分の關係をもつてゐた。

先づ英國はその海外發展政策の根幹として一八六六年(慶應二年)大西洋を横斷して米大陸との間に、又一八七〇年(明治三年)地中海より印度を経て新嘉坡との間に、夫々長距離海底電信線の建設に成功し、次いで之を香港、濠洲に延長すると共に他方南米線、阿弗利加東沿岸線等を完成し、海底電信の覇權を制した。之が英國の軍事上、外交上、將又通商貿易上の有力な武器となつたことは歴史の證明する所である。

米國も亦夙に歐洲大陸、西印度及南米方面に多數の海底電信線を敷設し、その汎米政策の遂行に役立たしめ、一方一九〇三年(明治三十六年)太平洋を横斷して海底電信線を東洋に延ばし、その極東發展の礎石たらしめた。

斯くして今日總延長三十六萬哩に及ぶ海底電信線の八十七%は實に英、米兩國の系統に屬し、他の

諸國は何れも之に依存して通信せざるを得なかつたのであつて、世界に於けるアングロサクソンの優位は實にこの巧妙且先見の明ある通信政策に依るものと云つても過言ではない。

つて我國の對外電信發達の跡を見ると、明治三年當時北歐より西比利亞を経て浦鹽斯德に陸線を建設した大北電信會社に對し、長崎に海底電信線を陸揚運用する特許を與へ、翌四年同社の手に依り對外電信の取扱を開始したるを以て嚆矢とし、その後三十有餘年の間、我國の對外電信は専ら同社の長崎浦鹽線及長崎上海線を経て發受せられてゐた。之等海底線が我國の文化の向上に寄與する所尠くなかつたことは言ふ迄もないが、迅速、正確、機密を要すべき對外電信を外國會社の海底線に依存せしむる状態の決して満足すべきものでなかつたことは言を俟たぬ。

仍つて明治三十九年當時桑港より太平洋を横斷してグアム、比律賓方面に海底線を敷設した米國商業太平洋海底線會社と協力して、東京グアム間に海底線を敷設し、同社の太平洋横斷線を経て新たな對外通信路を拓き、茲に初めて自國系の對外連絡を創設したのである。とは言へ之とても我國の有するの僅かに東京小笠原間のみで、我國對外電信が外國勢力の下に隸屬してゐたことには依然たるものがあつた。然し乍ら當時の諸般の情勢は我國が大なる對外通信網を建設することを許さず、僅かに臺北福州間、長崎上海間、佐世保青島間各海底線等數箇の近距離の海底線を得たるに止まり、對外通信の自主獨立は望むべくもなかつた。

三 無線電信の出現と無線政策の確立

海底電信の國家的重要性が認識せらるゝに及び、各國は之が建設に焦慮するに至つたが、それは殆ど徒勞であつた。蓋しこれは海底電信線は之が敷設に尤大な資本を要すること、又途中に國際問題上の難點たる陸揚地點の獲得を必要とすること、既設線との競争に堪へ難い等の理由に基く。然し絶えざる人智の進歩は遂に各國をして英米系統に依る海底線の柱樁より解放せしめた。無線電信の出現即ち之である。

無線電信は僅か四十年前西曆一八九六年(明治二十九年)伊太利人マルコニの天才的發明に依つて初めて通信の用に供せらるゝに至つた。偶々歐洲大戰の勃發するに及び情報、宣傳、戰略上の必要は従來他國の海底線に依存して、苛酷なる通信檢閲に遭ひ、彌が上にも對外通信自主權確立の必要を痛感してゐた各國は固より、海底線所有國に於ても開戦後頻々として海底線の切斷せらるゝに對し、陸續として各地に大無線局を建設し、茲に無線電信は劃期的な飛躍發展を齎らすに至つた。而してこの機運に拍車を掛け無線電信をして海底電信と國際通信界の王座を争はしめるに至つたのは、創設費少くして效力多き所謂短波長無線電信の發達であつた。

無線通信の發達は我國にとつても對外電信の面目を一新せしめた。

大正五年海軍省所屬の船橋無線局を利用して布哇との間に無線連絡を開き之を通じて米國との間に通信連絡を設定し、次いで大正十年福島縣に磐城無線局を建設し、對米通信改善の途を講じたる外、歐洲、極東、南洋方面とも直接無線通信を開設して、我が對外通信の自主獨立の計畫を樹てたが、當時の巨額の建設費を要する長波長時代に在つては國家財政の之に伴はざるものあり、その實現は意の如くではなかつた。

然るに一方大戰後の各國の無線網擴張は熾烈なるものがあり、當時使用可能の波長百三十四箇中五大國の要求百十一箇に達し、その儘遷延するに於ては電波の使用權は外國に先占せられ、我國は窮地に陥るの事態に直面した。茲に於て政府は當時の財政状態に鑑み民間の資本を利用して、その無線政策の實現を期することとし、大正十四年特別の法律を以て日本無線電信株式會社を設立し、同社をして政府の使用すべき無線電信の設備を建設せしめ、政府は之を運用して各國との間に無線連絡を開設し、茲に我國は自主的な對外通信政策を實現し得るに至つた。

斯くして昭和三年對米直通通信を開始し、昭和四年には名古屋に對歐局を開設し、昭和六年には東京に對極東南洋局を開設し、著々として無線に依り各國との間に第三國を經由せざる直通連絡が設定せられた。回路別に見るとき今日に於ては

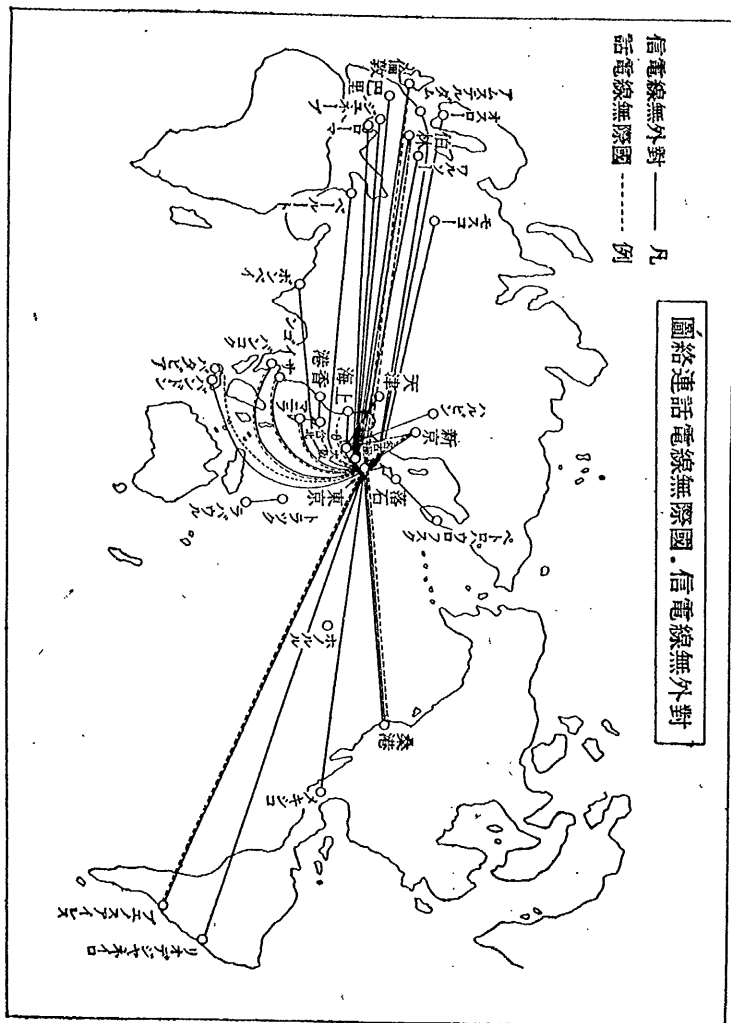
對 米 (五回路) 合衆國(二回路)、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン

對 歐 (九回路) 英國、佛蘭西、獨逸、瑞西、波蘭、伊太利、和蘭、蘇聯邦、諾威
 對極東南洋 (八回路) 比律賓、蘭領印度、印度、シヤム、佛領印度支那、シリヤ、上海、天津

の二十二回路に及び、之に政府の設備を使用する落石ペトロバウロフスク間、トラック、ラバウル間、臺北マニラ間、臺灣香港間の各一回路及日滿連絡五回路を加へると我國の對外無線電信連絡は三十一回路に上り、今や我國は阿弗利加及大洋洲の一部分を除いては地球上至る所と直接通信を爲し得るに至つた。

無線通信の發達は我國の對外通信自主權の實を擧げしめたと共に、看過し難い効果は我が海外通信支拂金を著しく減少せしめ、我が國際貸借の改善に寄與する所尠からざるものある點である。即ちこれは海底線經由の場合に電報料金の約九割が海外支拂分であり、残りの僅か一割が本邦收得分となり、發受信共に大半が海外拂となるに對し、無線經由のときは大體五割が海外拂に、残る五割が本邦收得分であつて、發受信同数のときは海外拂を要しないからである。

今日に於ては我國外國電報の五十五%は無線に依るに至つたので、この海外拂は著しく減額した。然し爲替差損金の關係上今日尙一千万圓の海外電報料の支拂をしてゐるのであつて、もし無線の利用が一〇〇%になるときは、この一千万圓の海外拂を拂拭し得るわけである。



而して他面無線の利用の増加は海外支拂金及之に伴ふ爲替差損金の減少を來たすものであるから、自然政府としては外國電報料金を低下せしめ得るものであつて、最近數次に互る外國電報料金の値下はこの對外無線電信路の開設と之に伴ふ無線利用の増加に基くものに外ならぬ。従つて無線の利用は獨り海外拂を減少するのみでなく、有線無線を通じ、電報料金の値下を來たすものであつて、利用者自身の利益にもなる。

四 國際無線電話の發達

海洋を隔てる國際間の電話は、今より十年前一九二七年一月十七日大西洋を隔て、無線に依り英米間に開通したのを以てその嚆矢とするものである。

我國に於ては國際電話に於ても電信と同様昭和七年十二月國際電話株式會社なる特殊會社を設立し、之に政府の使用する無線電話の設備を建設せしめ、政府は之を運用して對外無線電話連絡及内地植民地間無線電話連絡を開設することとなつた。斯くして昭和九年六月内地臺灣間に無線電話が開通し、同年八月には滿洲國との間に、次いで同年中比律賓、蘭領印度、米國に、越えて翌十年英國、獨逸とも音聲に依る通信路が設定せられ、昨年には對上海、對佛領印度支那、本年には暹羅國、アルゼンチン國と連絡せられ、今日我國の電話は世界四十一箇國三千萬箇即ち世界電話の約九十%と居乍らに

して直接肉聲を交換し得るに至つた。

五 國際電氣通信株式會社の設立

我國の對外電氣通信は上に述べた如く、その出發點に於てかなり立遅れてゐたにも拘らず、僅々十箇年にして飛躍的發展を遂げ、今や電信に於ても電話に於ても全く既往の面目を一新し、列強に伍して國際電氣通信界に樞要の地位を占むるに至つた。

然し乍ら現下の複雑多岐なる國際情勢に鑑み、眞に帝國の飛躍發展を期するには、海外發展の先驅たるべき對外通信施設は今日の狀態を以て一日の安きを偷むことは許されない。我が商權及文化の世界的進出の上からも、亦國防上、外交上特に我が情報政策の上よりするも對外電信電話は勿論寫眞電信、國際放送等電氣通信全般に付一段の躍進が要請せられてゐる。

一面無線科學の急速なる進歩は電信電話技術の相互融通を可能ならしめ、又技術上電信、電話の中間的性質を有する國際寫眞電信の實用化を必要とするに伴ひ、我が對外電氣通信の飛躍的發展とその統制ある運行には電信電話の分立を前提とする日本無線電信株式會社と國際電話株式會社の併立は最早その儘の推移を許さぬ状態となつた。而も更に一步を進めて、我が對外電氣通信全體の立場から考察するとき、無線電信、無線電話を一體とし、鞏固なる資本的基礎の上に無線設備を擴充するに

止まらず、之に海底線等の對外的な有線設備をも包含せしめ、有線無線一體として綜合的な施設を爲さしむることが通信政策上得策とせられる。

茲に於て政府は、その管掌する對外電氣通信の綜合的計畫に對應し、有線無線の電信電話及寫眞電信、放送中繼等普く對外電氣通信設備を提供する所謂設備會社を設立し、以て内外の情勢に對處しての我國對外電氣通信の劃期的躍進を庶幾せんとする方策を樹て、この趣旨の下に日本無線電信株式會社と國際電話株式會社の兩社を合併して、國際電氣通信株式會社なる單一會社を設立する運びとなり、之が實現の爲に茲に第七十回帝國議會に於て、日本無線電信株式會社法の改正法律案が通過し、四月二日その公布を見た。

斯くして「日本無線電信株式會社法」の名稱は「國際電氣通信株式會社法」と改められ、近く新會社の誕生を見ることとなつた。

現在我國の直通無線連絡は、無線電信三十一方面、無線電話十方面であるが、今後數年間に内に政府は新會社の設備に依り、無線電信は濠洲、香港、埃及等二十二方面、無線電話は英領印度、布哇、佛蘭西等十一方面との間に直通連絡を爲し、又歐米及極東との寫眞電信も愈々實現を見るに至るべく、従つて來るべき紀元二千六百年にはこの整備された通信設備に依り、記念祝典、萬國博覽會、オリムピック等の速報を爲し、我が躍進日本の偉容を世界に顯示することが期待せられる。

少額勤勞所得者の家計

内閣統計局

昭和十年九月乃至昭和十一年八月の一箇年間に亘り、大體月收五十圓以上百圓前後の給料生活者世帯五百六十六、勞働者世帯千七百七の家計に付調査した結果の概要は次の如くである。

収入額別一世帯一箇月平均實収入内譯

給料生活者

世帯總數	世帯平均	収入額別				
		未六〇滿圓	未七〇滿圓	未八〇滿圓	未九〇滿圓	未一〇〇滿圓以上
566	233.33	31	42	88	88	108
233.33	112.1	154.82	337.55	332.59	427.04	949.02
391	97.64	40.4	36.9	38.4	37.8	39.5
97.64	56.82	65.62	75.96	84.92	95.3	127.2
88.33	87.63	61.33	77.57	86.76	104.80	127.7
86.50	53.42	60.29	76.38	85.1	101.98	118.2
193	0.22	0.94	1.07	1.29	1.65	1.82
94.3	3.20	4.39	5.88	7.34	8.47	11.91
86.89	54.37	61.02	68.81	77.24	84.60	103.26

世帯總數	世帯平均	収入額別				
		未六〇滿圓	未七〇滿圓	未八〇滿圓	未九〇滿圓	未一〇〇滿圓以上
566	233.33	31	42	88	88	108
233.33	112.1	154.82	337.55	332.59	427.04	949.02
391	97.64	40.4	36.9	38.4	37.8	39.5
97.64	56.82	65.62	75.96	84.92	95.3	127.2
88.33	87.63	61.33	77.57	86.76	104.80	127.7
86.50	53.42	60.29	76.38	85.1	101.98	118.2
193	0.22	0.94	1.07	1.29	1.65	1.82
94.3	3.20	4.39	5.88	7.34	8.47	11.91
86.89	54.37	61.02	68.81	77.24	84.60	103.26

労働者

世帯 人員 總數	世帯 平均 消費 單位	實收入		對實收入	
		實收入	對實收入	實支出	對實支出
總數	總數	107	460.20	103.4	37.6
未五〇滿圓	未五〇滿圓	5	156.6	3.7	1.3
未六〇滿圓	未六〇滿圓	58	252.6	57.3	21.3
未七〇滿圓	未七〇滿圓	161	360.1	92.7	34.1
未八〇滿圓	未八〇滿圓	210	481.7	126.3	46.7
未九〇滿圓	未九〇滿圓	326	636.9	163.7	60.2
未一〇〇滿圓	未一〇〇滿圓	197	845.7	216.3	79.7
以上	以上	260	1140.0	293.7	108.6

右に依れば世帯主の収入は、給料生活者及労働者世帯の全般を通じて、全収入の八割乃至九割を占めて居る。

労働外収入は、給料生活者世帯に在つては、其の全収入中に於ける割合、月収六十圓未満世帯の

給料生活者

世帯 人員 總數	世帯 平均 消費 單位	實收入		對實收入	
		實收入	對實收入	實支出	對實支出
總數	總數	566	233.33	86.89	37.26
未六〇滿圓	未六〇滿圓	3	12.1	5.4	2.3
未七〇滿圓	未七〇滿圓	42	154.8	60.3	26.0
未八〇滿圓	未八〇滿圓	88	337.5	128.8	54.8
未九〇滿圓	未九〇滿圓	188	525.9	288.4	123.4
未一〇〇滿圓	未一〇〇滿圓	108	470.0	299.9	124.6
以上	以上	237	949.0	393.3	166.6

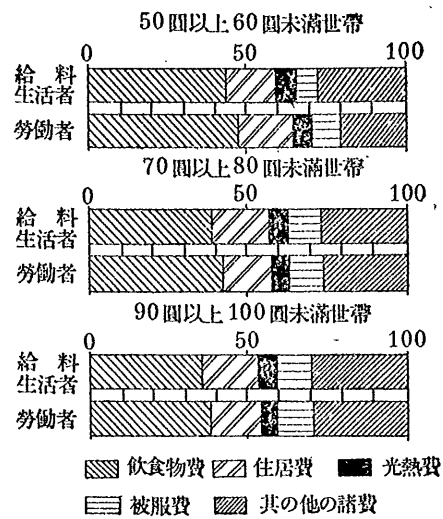
収入額別一世帯一箇月平均實支出内譯

五分六厘より漸増して、百圓以上世帯に於ては、一割一分に達して居るが、労働者世帯に於ては、其の割合は平均に六、七分を占めて居る。

實収入對實支出の關係を觀るに、給料生活者世帯に於ては、全般的に收入超過を示し、一世帯平均最低二圓四十四錢（月収六十圓未満世帯）、最高十四圓四十五錢（月収百圓以上世帯）の收入超過となつて居る。労働者世帯に於ては、五十圓未満世帯が一世帯平均三圓七十六錢の收入不足を示した外、全般を通じて收入超過（最低六十圓未満世帯の三圓九十三錢、最高百圓以上世帯の十六圓五十八錢）となつて居る。

次に支出の内譯を觀ると次の如くである。

各種家計費支出割合 (昭和十年九月乃至昭和十一年八月調査)



保健衛生、育児、教育、交通其他所謂文化費に属する支出(本稿では「其他の諸費」と謂はれるもの)の割合は、給料生活者及労働者世帯共に飲食物費に比して高く、給料生活者にあつては三割一分、労働者世帯にあつては二割八分二厘であつて、飲食物費の場合と異なり、給料生活者世帯に於て高割合を示してゐる。

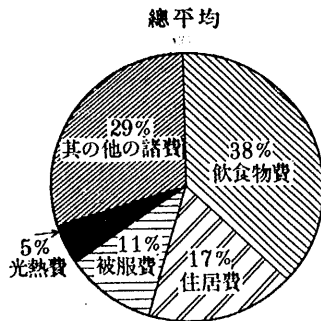
住居費の支出割合は給料生活者世帯に於て一割七分九厘、労働者世帯に於て一割六分二厘、被服費の支出割合は給料生活者世帯に於て一割一分六厘、労働者世帯に於て一割一分二厘、光熱費の支出割合

支出中最も大なる部分を占めて居るのは、給料生活者及労働者世帯共に飲食物費であつて、前者三割四分四厘(最高六十圓未満世帯の四割二分九厘)、後者三割九分五厘(最高六十圓未満世帯の四割七分六厘)で、労働者世帯は、給料生活者世帯に比し其の割合が高い。尙給料生活者世帯に於ては飲食物費中約三割五分、労働者世帯に於ては約四割が夫々米麥費であつて、之亦労働者世帯は給料生活者世帯より高割合である。

世帯 人員 總數	各種家計費支出割合						
	給料者	労働者	光熱費	住居費	被服費	飲食物費	其他の諸費
總數	1107	468	1107	468	1107	468	1107
未五〇滿圓	156	58	156	58	156	58	156
未六〇滿圓	156	58	156	58	156	58	156
未七〇滿圓	156	58	156	58	156	58	156
未八〇滿圓	156	58	156	58	156	58	156
未九〇滿圓	156	58	156	58	156	58	156
未一〇〇滿圓	156	58	156	58	156	58	156
以一〇〇圓以上	156	58	156	58	156	58	156

合は給料生活者世帯に於て五分一厘、勞働者世帯に於て四分九厘を示して居る。
 上記の中、飲食物費及光熱費の各支出割合は、給料生活者及勞働者世帯共に全収入の上昇に伴ひ次第に減少し、之に反して被服費及その他の諸費の支出割合は次第に増加を示して居る。而して住居費の支出割合は、給料生活者世帯に於ては全収入の高低に依る一貫した傾向を認め難いが、勞働者世帯に於ては全収入の上昇に伴ひ漸減して居る。

平均總支出割合家計
 (昭和十一年九月乃至昭和十一年八月調査)



終りに前回の昭和九年九月乃至昭和十年八月の調査結果と、今回の調査結果とを比較して其の間に於ける支出割合の變動を観ると、飲食物費及光熱費の支出割合は、給料生活者及勞働者世帯の全般を通じて、今回が高率を示して居り、之に反して被服費及その他の諸費は低率を示して居る。住居費は給料生活者世帯に在つては今回は前回より僅か乍ら低率を示して居るが、勞働者世帯に在つては殆ど高率なしと言つて可い。

西班牙休戦問題と

ドイツチェランダ號事件

外務省情報部

一 獨伊と中歐バルカン

所謂ベルリンローマ樞軸の強化による中歐、バルカンに於ける情勢の變化は、歐洲の國際政局に新らしき波紋を起すものとして、各國の注目を惹くに至り一方に於て一年に垂んとするスペイン革命も、左右兩派共に戦争に疲れ、これを支持する各國も、行詰つた現状の打破に焦慮しつゝある模様が窺はれ、スペイン問題の解決に何等かの動きがあるべく期待されてゐたのであつたが、果して五月に入り、戴冠式に各國代表が集まつたのを機會に、それ等の現状打開に關する工作が試みられたもの、如く、その結果として先づ現れたのが、スペイン動亂に對する休戦提議であつた。
 然しそれも、突如として物變したドイツチェランダ號爆撃事件のために、危く粉碎されんとするの危機を招いたのであるが、ドイツが極めて自重的の態度を持して居るので、或は大事に至らずして事態を收容し得て、却てこれを契機として難局打開の曙光を見出し得るのではあるまいかとも見られて居るのである。

要するに現在の歐洲政局が獨伊を中心として動きつゝあることは争はれないところであるが、ドイツは最近に於て自重的の態度を持って、相當協調的の傾向に向つて居ることが感じられる。これは再軍備實施を完成して、國內の充實に力を注ぎつゝある結果でもあり、ベルリンローマ樞軸による建設的新外交政策の現れとも見られるのである。

イタリアは北守南進を策し、地中海及アフリカ方面に發展すべく、またスペイン問題に對してドイツの支持を必要とする關係上、ドイツのバルカン進出を承認し、必然的に來るべき運命にある獨伊合併の實現に對してもドイツを支持するが如き態度に出で、ベルリンローマ樞軸の強化に努力したのであつたと想像されて居るのである。

かうした獨伊の政策は、イタリアのユーゴスラヴ及ルーマニアに對する協定、ヴェニスに於ける伊壘首相の會見となり、著々として獨伊を中心として中歐、バルカンの諸國を糾合して、大陸を縦斷せんとする新らしきグループの出現を見んとするの情勢は濃厚となりつゝあるので、これがため中歐及バルカンの諸國中には英佛に頼らんとするの傾向を示して居るものもある。従つて若しスペイン問題が、何等かの形で解決に向ふことがありとすれば、次に來るべき問題は、當然この中歐、バルカンに於ける英佛獨伊の對立であらう。(週報第二十九號參照)

二一 スペイン問題の動向

スペイン動亂に對する各國の義勇兵參加禁止は昨年末以來何れも各國に於て夫々適當な措置を講じたのであつたが、これと關連して外國義勇兵の入國監視に就ては種々なる經緯を経て(週報第二十五號參照)三月八日の不干涉委員會に於て、スペイン國境監視計畫案が採擇せられ、これが實施に當るために、不干涉事務局が組織せられ、スペイン海岸を英佛獨伊蘇の五箇國に割り宛て、ポルトガルもオブザーバーとしてこれに加はり、ビスケー灣をイギリス及ポルトガル、同灣を除く北西部沿岸をフランス及ソツィエト、ジブラルタル以西の南岸をフランス、ジブラルタルよりアルゼリア間をイギリス、その他の東岸をドイツ及イタリアが受け持つて、夫々各國軍艦を以て監視することとなり、四月十九日の夜半から實施されたのであるが、一方ドイツが義勇兵禁止と關連して主張したところの、現在スペインに在る外國義勇兵の撤退、財政的援助の停止等の問題は、不干涉委員會に於ける審議がその後抄々しからず、三月二十三日の委員會に於てイタリア代表グランデ大使は、義勇兵撤退反對の意向を表明して、英佛蘇各國代表との間に激論が交へられたとも傳へられて居り、相當な波瀾曲折を経てやうやく四月十五日の委員會に於て義勇兵撤退に關する計畫準備の専門委員會の設置が決定せられ、その後具體案の研究が進められて居るのである。

繼つて一方スペインに於ける戦況は、本年に入つてから久しく膠着状態にあつたが、三月中旬に至つてグラダラハラの攻防戦が開始されて戦況は少しく活潑となり、四月に入るやビルバオの包圍戦が行はれたのを初め引續きバスク、トレド、ツァレンシア、マドリッド等の各戦線に於て、夫々兩軍共に

攻勢を示したのであるが、何れも一進一退、未だ決定的な大戦闘が行はるゝには至らないのである。この間に於て政府軍側人民戦線の牙城と見られて居るカタロニア地方に於ては、豫て不和を傳へられて動搖を見せてゐた無政府主義分子の E. A. I (無政府主義聯盟) の一派は五月上旬遂に叛亂を起し、事態悪化して重大な情勢を呈したのであつたが、これ等のことが影響して、ヴァレンシアに於ては苦境に立つたカバリエロ内閣は崩壊の餘儀なきに至り、五月十五日に總辭職を行ひ、可成りの曲折を経てやうやく十七日にネグリン後繼内閣の成立を見るに至つたのである。

また一方革命軍側に於ても、不干渉委員會に於て義勇兵撤退案が漸次具體化されて行く情勢に對して既に精神的に相當な影響を受けて居るのであるが、若し撤兵案が實施されることとなれば、非常な打撃を蒙ることになるのであるから、他迄も最後の勝利を得て復讐を行ふの他に、スペインを救ふ途がないと堅く決心をして居るフランコ將軍は、若しイタリアが革命軍の援助を中止する場合には下野するの決心を固め、イタリア當局の意向を打診するためにローマへ密使を派遣したとの風説もある程であるから、事實に於て政府軍も革命軍も雙方共に相當戦争に疲れて居り、何れも頗る苦境に立つて居ることは争はれぬところであらう。

斯やうにして兩軍共に決定的勝利を得るの見込みはなく、而も各國の義勇兵撤退が具體化されんとして、休戦妥協の氣運が動いて居るのであるから、この情勢を控へて、兩軍共に休戦後の地位を有利ならしむるために、他迄も休戦前に優勢を保持しようとして居る努力が、最近の各戦線に於ける兩

軍の攻勢となつて現れ、戦況が活潑になつて來たものであると見られて居る。

三 英國の休戦提議

スペイン國內に於ける政府軍及革命軍と同様に、この雙方を支持して居る各國も行詰つた現在の情勢に對して少からず焦慮煩悶して居る模様であり、蘇聯邦のスペイン政府軍援助に對する熱意が、最近に於て稍、冷却したかの傾向に在ると、他の諸國が蘇聯邦の進出に對して快しとしてゐない空氣を看て取つたイギリスは、各國の意向を打診した結果、機會を見て調停に乗り出すであらうと傳へられてゐるが、果して英國政府は不干渉委員會及獨伊白蘇等の各國に對して、各國義勇兵の撤退を條件として休戦を提案した模様である。

然しこの英國の休戦提議が果して如何なる結果を生むかは疑問で、當然フランスはこれを支持するであらうが、蘇聯邦は反對であるかの如き態度を表明して居り、更に問題は獨伊がこれに賛成するや否やにある。即ち獨伊はスペインに於ける赤化勢力の掃蕩を目標として軍事工作に重點を置いて居るのであり、特にイタリアは昨年十一月のマドリード攻撃及本年三月のグアダラハラに於ける義勇軍の敗北に對する名譽を回復するために、相當の戦捷を得るまでは撤兵することは出来ぬ立場に在り、またその決心は極めて強固であるから、將來スペインに於ける赤色政權に對する不承認の保障を與へることゝ、革命軍が相當な程度に勝利を得て休戦後の地位を有利に導くことが出来て、獨伊の面目が

立つこと、ならない限り、休戦及撤兵の決定には相當困難があるであらうと想像されるので、英國の休戦提議の今後の發展には相當な曲折があるであらう。

四 ドイツチェランド號爆撃事件

斯の如く英國の休戦提議によつて、幾分かスペイン問題の前途に對して光明を見出し得るかと思はれてゐたところへ、突如として勃發したのが五月二十九日のドイツチェランド號の爆撃事件であつた。

即ちドイツ政府が三十日の夜公表したところの聲明によれば「數日前、スペイン赤色航空隊がマヨルカ島の英獨伊船艦を爆撃し、イタリイ艦上の將校六名の生命を奪つて以來、ドイツの軍艦はマヨルカ港碇泊を避けてゐたが、五月二十九日、國際海上監視隊に屬する巡洋艦ドイツチェランド號はイビサ水道に碇泊中、午後六―七時の間に突如上空に飛來せる赤色ツァレンシア政府軍用機二臺の爆撃を浴びた。…爆撃は曩にイタリイ軍艦爆撃の際將校室に投下されたと同様、水兵室の中央に命中、二十名の死者、七十三名の負傷者が、斯る暗殺行爲の犠牲となつた。…」

この報がドイツに傳へられるやドイツ全國は非常な憤激に覆はれ、全國は一齊に半旗を掲げて深刻な悲憤の意を表はし、總統の官邸の前には幾萬の市民が群集して、報復を絶叫したと報ぜられて居る。新聞は何れも「ドイツ國民は政府が赤色匪に對して相當な報復手段を講ずることを待期する」と

し、或は「スペイン内亂を轉じて歐洲の一般的紛糾に飛び火させようとするスペイン赤軍の魂膽を斷乎未然に粉碎せよ」等の激烈な論説を掲げたのであつた。

「…スペイン犯罪國の憎むべき挑戰行爲に適當の應酬策を講ずるであらう」と、事件の第一公表に於て發表したドイツ政府は、三十一日の公表の如く「スペイン派遣ドイツ艦隊は、去る二十九日、碇泊中のドイツチェランド號に對する赤色空軍の爆撃に應酬、三十一日早朝報復手段としてアルメリア港の要塞地帯を砲撃、港内設備を破壊、敵砲を沈黙せしめた後、報復行爲を中止終了した。更に艦隊増加を求め、直ちに本國より軍艦をスペイン海面に派遣する」といふことになつたのであるが、更に同日重ねて公表された如く「ドイツ政府は不干渉委員會のドイツ代表に對し事件の顛末を説明し且次の決議を通達するやうに訓令した。」のであつた。即ち「ドイツ政府はドイツチェランド號に對する爆撃の不祥事件を反覆されぬやう確實な保障の無い限り、不干渉監視委員制度及不干渉委員會の討議に参加せず。スペイン赤色政權に對してドイツ政府の裁量に基き報復手段を講ずることは言を俟たず。且右期間中赤色航空機及軍艦がドイツ軍艦に接近する場合には武力を以て防衛するやう指令した」のであつた。

五 將來の展望

ドイツチェランド號の爆撃事件は、全く青天の霹靂の如くに各國を驚かしたのであつた。果してドイツが如何なる態度に出るであらうかと、一時は色を失つたのであつたが、然しドイツ政府は上述の

如き報復を以て一時手を収めたのであった。

即ち目下スペイン問題への深入りを避けて、ベルリン・ローマ樞軸を中心として歐洲縦斷の大工作、大外交を試みつゝあるドイツの立場としては極めて慎重な態度を採つて居るのであるから、ヒトラー總統は頗る自重した方策に出たのであらうと見られて居るが、アルメリア要塞を粉砕してスペイン赤軍側に打撃を與へて報復を行ふと共に、國家及國民の威信を保つことが出来たのであり、また不干渉委員會を刺戟し、英佛を激勵して速かに何等かの措置を採るべく促したのであるとも見ることが出来るのであるし、事實に於てドイツと歩調を合せてイタリアが不干渉委員會を脱退して、強硬なる支持を表明したことなどを含めて、スペイン政府軍及英佛に對して強力な威壓を加へると共に、それを打開せんとする空氣を作るべき契機を與へた點に於て、ドイツ政府が今回採つた措置は、一石二鳥の誠に巧妙なものであると見られて居る。

從つて折角の英國の休戰提議によるスペイン問題解決の曙光が、このドイツチェランド號事件によつてその出鼻を挫かれたのであつたが、然しドイツ政府が斯の如き自重的な態度を採つて居るならば、ドイツチェランド號事件は一つの突發的事件としてこれを以て一段落とし、今後に於てこれ以上特別の事件の發生しない限り、事態は再び好轉するであらうし、或は却てドイツチェランド號事件によつて受けた衝擊が契機となつて、休戰問題への情勢を促進するの結果となるかも知れないといふ樂觀的な見方も行はれて居るやうである。

最近公布の法令

内閣官房總務課

○昭和八年勅令第十六號朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及南洋廳部内ノ巡查並ニ判任官ノ待遇ヲ受クル朝鮮總督府道及關東局消防手ノ分限及懲戒ニ關スル件改正ノ件(五月六日公布勅令第八十二號)

○大正十四年帝國軍ノ北樺太撤退ノ際引揚ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル件(五月六日公布勅令第八十二號)

北樺太に在つた帝國臣民で大正十四年帝國派遣軍の撤退の際引揚の爲に財産上直接損害を蒙つた者に對して救恤金を交付することとしたもので、救恤金の總額は三十萬圓以内、其の交付は之を受けんとする者の申請に依り救恤審査會の審査を経て陸軍大臣が決定する。而して其の申請は本年八月三十一日迄に爲すことを要し、申請に付ての必要な事項は陸軍大臣が之を定むることになつてゐる。

○生計費指數資料實地調査令(五月八日公布勅令第八十三號)
經濟界の變動に適應し、有效適切な政策施設を行ふべき

○大正三年勅令第二百二十號輸出入植物取締法ニ依り検査ヲ行フ海港指定ノ件中改正ノ件(五月八日公布勅令第八十四號)

基礎資料として、労働者に關する生計費指數を作成する爲、統計資料蒐集の爲の實地調査を行ふことを定め、其の時期(来る七月現在)範圍及方法を定めたものである。
外國又は外地より輸入又は移入せらるる生果實は柑類と關東州産及滿洲國産の生果實並に臺灣産及南洋群島産の西瓜との外は從來検査を要しなかつたのであるが、之等以外の生果實でも其の輸入の増大するに従つて、病菌害の傳播蔓延の危険があるものが尠くないので、之等のものをも検査することにした。但し鳳梨と朝鮮産の生果實とは検査をしない。尤も胡蘆科に屬する植物の生果實とは検査をしない。尤も胡蘆科に屬するものでも西瓜「メロン」甜瓜だけは検査をする。又南洋群島の瓜類に付ては從來の移入禁止を解除し検査を経た上移入し得ることとした。以上の事柄を實施する爲検査を行ふ海港の検査の規定に夫々必要な改正を行つたものである。

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件

電視法所附テレビジョンに關する實際的技術者養成の目的の爲、濱松高等工業學校に教授二人、助手二人を増員するもので、七月一日より施行せられる。

○地方産業職員制中改正ノ件

中小商工業の振興に關する事務、商業組合や工業組合の指導監督、販賣促進、試験研究機關の整備充實等地方産業の振興に關する事務に當らしめる爲、地方商工主事九人、商工主事補三十六人、地方商工技師二十八人、商工技師五十八人を増員したものである。

○内閣所屬部局及職員官制中改正ノ件

事務増加に伴ひ、官房會計課に屬二人、印刷局に屬一人、技手六人を増し、又生計費指數調査の爲統計局に統計官、統計官補、屬各一人を増し、尙恩給局長は従來内閣部内の高等官が兼ねることになつてゐたのを専任局長を置くことに改められたものである。

○昭和十年勅令第四百一十一號臨時内閣ニ東北局ヲ設置スルノ件中改正ノ件

昭和十一年勅令第三百三十五號臨時内閣ニ紀元二千六百年祝典事務局ヲ設置スルノ件中改正ノ件

○高等官官等俸給令中改正ノ件

東北局長及紀元二千六百年祝典事務局局長は、従來内閣部内の高等官が兼ねることになつてゐたのであるが、東北振興事業の進展に伴つて専任の東北局長を置くことに改められ、又紀元二千六百年祝典に關する事務處理の圓滑並に事務進行の完備を期する爲専任の紀元二千六百年祝典事務局局長を置くことに改められた。従つて同局長の官等俸給をも定められたのである。

○企業廳官制

週報第三十一號企業廳の新設參照

○高等官官等俸給令中改正ノ件

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セザル文官ニ關スル件中改正ノ件

○文官任用令中改正ノ件

委任文官特別任用令中改正ノ件

○企業廳調査官企業廳副調査官ノ特別任用ニ關スル件

現任ニ在ル陸海軍武官ニシテ企業廳ノ調査官又ハ副調査官ニ專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件

○生絲検査所共済組合令

生絲検査所所屬の職員以下の現業員の相互救済を目的とする共済組合を設置したものであつて、組合の組織、組合員、政府の組合に對する給與等に關し規定されてゐる。

○取引所令中改正ノ件

乾繭を賣買物件とする會社組織整備取引所設立に伴ひ、乾繭の賣買取引の最長期限を六箇月と定めたものである。

○昭和六年乃至九年事變ニ關シ私財ヲ寄附シタル者表彰ニ關シ褒章條例第八條ノ特別ニ關スル件

滿洲事變に關し、軍資金、軍需品、恤兵、金品又は従軍者遺棄放散物品等を寄附した者に對する行賞は、上奏すべきものを除いては、褒章條例第八條の規定に依り、賞勳局長又は地方長官に於て專行すべきものであるが、之を改めて右規定の特例として賞勳局長のみに於て專行することと定めたものである。

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件

東京女子高等師範學校に於て、女子の體育科教員養成の目的を以て、新たに昭和十二年度より體育科を設置する爲、教授二名、書記一名、又徳島高等工業學校に於て、従來の應用化學科製薬化學部を獨立して製薬化學科を設置する爲、教授、助教授、助手、書記各一名を増員したものである。

○鐵道局官制中改正ノ件

新線延長等に因り業務が増加したので人員を増加する爲、又従來現業員中判任官或は職員を以て充てられてきたものに、中判に其の職務の重要なものに對して高等官或は判任官を配置する爲定員の改正を行ったものであつて、參事六人、副參事三十七人、技師三十二人、書記三千三百

三十一人、技手一千八百一人が増置せられた。尙昭和十二年九月三十日迄は右増員に拘らず書記は一萬七千八百二十一人、技手は八千九百八十五人を以て定員とされる。

○南洋群島鑛業令(勅令第百十四號) 近時南洋群島に於ける鑛物資源の新鑛床の發見に伴つて、新鑛業漸次増加の傾向にあるので、之に對應し鑛業行政の圓滑を期する爲、現行鑛業規則(勅令第百六十四號)を廢して制定せられたものであつて、鑛業許可、鑛業權、土地使用又は收用、鑛業監督、鑛業税等に関し規定せられてゐる。尙施行の期日は南洋廳長官が定むることになつてゐる。

○貴族院事務局官制中改正ノ件(勅令第百十五號) 衆議院事務局官制中改正ノ件(勅令第百十六號) 貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正ノ件(勅令第百十七號)

○高等官官等俸給令中改正ノ件(勅令第百十八號) 議院制度を調査し議案の提出及審査に必要な資料を蒐集し其の他各般の參考資料を調査研究する等の爲、貴族院に事務局三人を新設し書記官一人、局六人を増し、衆議院に事務局四人を新設し書記官一人、局九人を増し、又整備事務の激増に伴つて、貴族院に書記官、守衛長、守衛副長を各一人、守衛定員を五人、議會開會中に限り増置することを各一人、守衛定員を五十二人増し、衆議院に書記官、守衛長、守衛副長各一人、守衛定員を二十八人増し、議會開會中に限り増置することを各一人、守衛定員を二十八人増し、尙又

議事其の他の事務の進捗を圖る爲、貴族院に書記士一人、局二人、技手一人、速記技手四人を増し、衆議院に書記士二人、局二人、技手一人、速記技手六人を増したものである。尙臨時産業管理局事務官は兼に廢止せられたので、高等官官等俸給令中から之を削除し、貴族院事務局及衆議院事務局の官等俸給を定むる爲、高等官官等俸給令に所定の改正が加へられた。

○文教審議會官制(勅令第百二十一號) 内閣總理大臣の諮問に應じて國體觀念の徹底及國民精神の作興に關する重要事項を調査審議する爲、内閣總理大臣の監督の下に文教審議會を設置したものである。同會は會長一人、副會長二人、委員若干人を以て組織され、會長は内閣總理大臣を以て、又副會長は内務大臣及文部大臣を以て充てられ、委員は内閣總理大臣の奏請に依り學識經驗ある者の中から内閣に於て命ぜられる。尙職員として幹事長及幹事、書記が置かれ、幹事長は内閣書記官長を以て充てられ、幹事は内閣總理大臣の奏請に依つて内閣に於て命ぜられることになつてゐる。

○監獄官制中改正ノ件(勅令第百二十二號) 今般市谷刑務所の移築工事が竣成したので、此の際同監獄が主として未決勾留者を收容するものなるに鑑みて特別に其の意を明らかにする爲、名稱を普通刑務所と區別し拘留所と改稱することとなつたので、之が爲所定の改正を行つたものである。

○高等官官等俸給令中改正ノ件(勅令第百二十三號) 今般市谷刑務所の移築工事が竣成したので、此の際同監獄が主として未決勾留者を收容するものなるに鑑みて特別に其の意を明らかにする爲、名稱を普通刑務所と區別し拘留所と改稱することとなつたので、之が爲所定の改正を行つたものである。

國際經濟週報

創刊大正九年一月(每週一回木曜日發行)
「同盟」は我が國を代表する國家的通信社であり、世界的通信社であります。この「同盟」の國內通信網及び世界的通信網の全機能を活用編輯せる國際經濟週報は經濟雜誌の權威として絶對を博してゐます。
▽内外政治經濟問題の調査並に解説
▽内外政治經濟ニュースの詳細整然たる記録
▽内外主要市場の動き
▽金融、爲替、證券、商品その他諸相場及び統計
等資料の豊富、新鮮、正確さにおいて唯一無二を誇る特色ある經濟雜誌であります。
(書店買切れの節は直接本社へ御申込み)

六月三日號内容二編

- 金融の矛盾尖鋭化
- 金政策再考と買入政策
- 國際負債の惡化
- 國際負債の惡化の趨勢
- 國際市場の金融基調の變化
- 吉河財閥の興隆と國債の刷新
- 國際決済銀行の年次報告
- 譯信省の異動と所管政策
- 五月廿七日號内容一編
- 英國の軍擴張算と國防稅
- チェンバレン閣の豫算演說
- 新年度豫算の概観
- 國防稅の對する批判
- ネヴィル・チェンバレン
- 鐵錐王國鐵筋の島嶼
- 建築統計の檢査
- 物價暴騰期における米價の地位
- 農林省の新陣容と農村政策

東京 東區 京橋 一丁目 一〇番 電話 二二二(六) 電報掛番 〇〇〇五八 東京 東區 橋本 一丁目 一〇番 電話 二二二(六) 電報掛番 〇〇〇五八

世界經濟の一週聞!

露光量違いにより重複撮影

露光量違いにより重複撮影

南洋群島鑑査令

文政審議會官制

貴族院事務局官制中改正ノ件
衆議院事務局官制中改正ノ件
貴族院衆議院守備定員及給與令中改正ノ件

高等官官等俸給令中改正ノ件

監獄官制中改正ノ件
高等官官等俸給令中改正ノ件

「同盟」は我が國を代表する國家的通信社であり、世界的通信社であります。この「同盟」の國內通信網及び世界的通信網の全機能を活用編輯せる國際經濟週報は經濟雜誌の權威として絶讃を博してゐます。

國際經濟週報

創刊大正九年一月（每週一回木曜日發行）

六月三日號內容一覽

金融の矛盾尖鋭化
産金入值引上げと買入政策
金政策再轉換の意義
國際貸借應化の趨勢
明瞭化した金匯基調の變化
租買市場の盛衰と國債の崩落
吉河財團の解體と吉河軍工其他
國際決済銀行の年次報告
選信省の異動と所管政策
五月廿七日號內容一覽

△内外政治經濟問題の調査並に解説
△内外政治經濟ニュースの詳細整然たる記録
△内外主要諸市場の動き
△金融、爲替、證券、商品その他諸相場及び統計
等資料の豊富、新鮮、正確さにおいて唯一無二を誇る特色ある經濟雜誌であります。
（書店賣切れの節は直接本社へ御申込乞ふ）

世界經濟の一週間！

定價	一月	廿五錢
一年分	十	四

東京市西區橋本一丁目同盟通信社 電話（57）二二一七番
東京市東區本町三丁目同盟通信社 電話（五八）〇〇〇番

週報

第三十五號

昭和二十六年六月十六日

- 商店法案に就て (社會局)
- 工場統計より觀たる本邦工業の概況 (商工省)
- (國際時事解説) —
- 國際聯盟の原料品委員會と我國の立場 (外務省情報部)

昭和二十六年六月十六日

週報

昭和二十六年六月九日

第三十四號

五錢

官報附録週報別刷

昭和二十六年六月九日印刷發行

編輯者 情報委員會
 印刷者 東京市神田區水田町
 發行所 內閣總理大臣官舎内
 印刷局 東京市神田區大塚町

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(掛)三五二一九 振替 東京一九〇〇番	一ヶ月(前金) 二圓四十錢 <small>(外國郵便に依る地) 一圓四十錢</small> 一ヶ年分未滿配達御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
全國各地官報販賣所 東京都書籍株式會社 東京市神田區神保町一之三三 振替 東京 九三九〇番 最寄書店・驛書店	

要送料